

## 委託に関する低入札調査価格制度の取扱い要領

### 1 目的

地方自治法施行令第167条の10第1項及び、津山市契約規則第9条の規定に基づき、入札事業者が入札した価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、当該入札について調査し、落札か否かを決することにより、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的とする。

### 2 対象

委託業務契約を締結しようとする場合における競争入札で、予定価格（税抜）1,000万円以上のものを対象とする。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。なお、予定価格（税抜）1,000万円未満のものを対象とする場合は、入札公表時に明らかにするものとする。

### 3 低入札調査価格の設定

予定価格（税抜）の82%（千円未満切り上げ）を下回った入札価格（税抜）を、低入札調査価格とする。

### 4 入札

低入札調査価格を下回った入札事業者がある場合は、下回った入札事業者名およびその入札価格を入札（開札）場所で公表し、低入札調査価格を下回っているので所要な調査する旨、落札決定を保留する旨および調査結果は契約監理室ホームページに掲載する旨を宣言し、入札（開札）を打ち切る。

低入札調査価格を下回って応札した業者から入札設計書に基づいた見積設計書（基本方針の調査項目等が確認できる資料（見積書等を含む）が添付されているもの）を開札の際、即時に（電子入札においては、開札日の午前9時までに）提出させる。見積設計書を提出しなかった業者は、失格とする。

### 5 調査

低入札調査価格を下回った入札事業者のうち、最低の価格で入札した事業者から順に、提出された見積設計書により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否か、その事業者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるか否かを調査する。

調査の基本方針は後段に示すものとし、必要がある時は、以下の内容により、入札事業者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) その入札価格で入札した理由書を提出させる。

(2) 手持ち業務、手持ち資材、手持ち機械等の状況。

なお、必要な場合は、次項目について調査を行う。

(1) 技術者、労務者の供給の見通し

(2) 過去の業務委託実績、業務委託成績

(3) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を含む）

(4) 信用状況（業法違反の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払い遅延等）

(5) その他必要な事項

#### 《基本方針》

入札価格の見積設計書の調査を行う場合は、見積設計書の以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約内容に適合した業務が履行されないおそれ」があるものと判断する。

また、調査に協力しない者についても「当該契約内容に適合した業務が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

#### 1) 測量業務

##### ○項目1:直接測量費

調査条件① 直接測量費は、発注設計図書の直接測量費（予定価格）の85%以上となっていること。

調査条件② 数量は、発注設計図書に計上の設計数量と同じであること。

調査条件③ 単価は、算出根拠が適正であること。

調査条件④ 技術者の人件費（基準日額等）は、不当に安い見積りとなっていないこと。また、測量作業を実施するのに要する賃金は、法定最低賃金を下回っていないこと。

調査条件⑤ 下請を予定している場合には、不当に安い見積りとなっていないこと。

##### ○項目2:測量調査費

調査条件⑥ 測量調査費は、発注設計図書の測量調査費（予定価格）の85%以上となっていること。調査は、調査条件②～⑤と同じ

##### ○項目3:諸経費

調査条件⑦ 諸経費は、発注設計図書の諸経費（予定価格）の50%以上となっていること。

#### 2) 土木関係建設コンサルタント業務（設計業務、補償関係等）

##### ○項目1:直接人件費

調査条件① 直接人件費は、発注設計図書の直接人件費（予定価格）の85%以上となっていること。

調査条件② 数量は、発注設計図書に計上の設計数量と同じであること。

調査条件③ 単価は、算出根拠が適正であること。

調査条件④ 技術者の人件費（基準日額等）は、不当に安い見積りとなっていないこと。また、設計業務を実施するのに要する賃金は、法定最低賃金を下回っていないこと。

調査条件⑤ 下請を予定している場合には、不当に安い見積りとなっていないこと。

### ○項目2:直接経費

調査条件⑥ 直接経費は、発注設計図書の直接経費（予定価格）の85%以上となっていること。調査は、調査条件②～⑤と同じ

### ○項目3:その他原価（土地改良工事積算基準を適用する場合は、その他原価は技術経費とする。）

調査条件⑦ その他原価は、発注設計図書のその他原価（予定価格）の70%以上となっていること。

### ○項目4:一般管理費（土地改良工事積算基準を適用する場合は、一般管理費は諸経費とする。）

調査条件⑧ 一般管理費は、発注設計図書の諸一般管理費（予定価格）の50%以上となっていること。

## 3) 地質調査業務

### ○項目1:直接調査費

調査条件① 直接調査費は、発注設計図書の直接調査費（予定価格）の85%以上となっていること。

調査条件② 数量は、発注設計図書に計上の設計数量と同じであること。

調査条件③ 単価は、算出根拠が適正であること。

調査条件④ 技術者の人件費（基準日額等）は、不当に安い見積りとなっていないこと。また、地質調査作業を実施するのに要する賃金は、法定最低賃金を下回っていないこと。

調査条件⑤ 下請を予定している場合には、不当に安い見積りとなっていないこと。

### ○項目2:間接調査費

調査条件⑥ 間接調査費は、発注設計図書の間接調査費（予定価格）の85%以上となっていること。調査は、調査条件②～⑤と同じ

### ○項目3:解析等調査業務費

調査条件⑦ 解析等調査業務費は、発注設計図書の解析等調査業務費(予定価格)の50%以上となっていること。調査は、調査条件②～⑤と同じ

### ○項目4:諸経費

調査条件⑧ 諸経費は、発注設計図書の諸経費（予定価格）の50%以上となっていること。

## 4) 建築関係建設コンサルタント業務

### ○項目1:直接人件費

調査条件① 直接人件費は、発注設計図書の直接人件費（予定価格）の85%以上となっていること。

調査条件② 数量は、発注設計図書に計上の設計数量と同じであること。

調査条件③ 単価は、算出根拠が適正であること。

調査条件④ 技術者の人件費（基準日額等）は、不当に安い見積りとなっていないこと。また、設計作業を実施するのに要する賃金は、法定最低賃金を下回っていないこと。

調査条件⑤ 下請を予定している場合には、不当に安い見積りとなっていないこと。

### ○項目2:特別経費

調査条件⑥ 特別経費は、発注設計図書の特別経費（予定価格）の85%以上となっていること。調査は、調査条件②～⑤と同じ

### ○項目3:技術料等経費

調査条件⑦ 技術料等経費は、発注設計図書の技術料等経費（予定価格）の70%以上となっていること。

### ○項目4:諸経費

調査条件⑧ 諸経費は、発注設計図書の諸経費（予定価格）の50%以上となっていること。

## 5) その他委託業務

### ○項目1:直接人件費

調査条件① 直接人件費は、発注設計図書の直接人件費（予定価格）の85%以上となっていること。

調査条件② 数量は、発注設計図書に計上の設計数量と同じであること。

調査条件③ 単価は、算出根拠が適正であること。

調査条件④ 技術者の人件費（基準日額等）は、不当に安い見積りとなっていないこと。また、作業を実施するのに要する賃金は、法定最低賃金を下回っていないこと。

調査条件⑤ 下請を予定している場合には、不当に安い見積りとなっていないこと。

### ○項目2:直接経費

調査条件⑥ 直接経費は、発注設計図書の直接経費（予定価格）の85%以上となっていること。調査は、調査条件②～⑤と同じ

### ○項目3:諸経費

調査条件⑦ 諸経費は、発注設計図書の諸経費（予定価格）の50%以上となっていること。

## 6 契約審査委員会による審査

前記の調査内容を、契約審査委員会（契約監理室長、契約参事、検査参事、設計審査主査、設計・業務担当課長）で審査する。

### (1) 最低の価格で入札した事業者を、落札事業者とする場合

最低の価格で入札した事業者に対して、落札した旨通知し、他の入札事業者へも、その旨を通知する。なお、適正な積算による落札者となるべき入札事業者が複数いる場合は、くじ引き（電子入札の場合は電子くじ）により落札事業者を決定する。

### (2) 最低の価格で入札した事業者を、落札事業者としない場合

最低の価格で入札した事業者を除いた他の入札事業者のうち、予定価格の範囲内で、最低の価格で入札した事業者を落札事業者とする。ただし、その事業者が、低入札調査価格を下回る場合は、同様の調査・審査を経て落札決定とする。

## 7 電子入札

電子入札については、上記に定めるもののほか津山市電子入札実施要領による。

## 8 施 行

この要領は、平成21年7月1日から適用する。

改正 平成22年8月16日  
平成23年7月1日  
平成23年10月12日  
平成24年6月1日  
平成28年4月1日  
平成31年4月1日